

平成18年度 口吉川地区市政懇談会

と き 平成18年11月10日(金)
ところ 口吉川町公民館
午後8時～10時まで

行政側出席 市長・教育長・技監・大西企画部長・近藤健康福祉部長・鷺尾産業環境部長・西山まちづくり部長・竹中消防長・事務局（市長室、市民協働課） 計 15名

地区側出席 各地区区長、副区長 計 21名

懇談テーマ（質問・説明）

1 タイトル：区長の位置づけについて

三木市は、日本一美しいまちづくりを市政の基本に据えてとりくまれている。

住民の市政の参画において、区長は住民自治の担い手として自治会における住民のコミュニティー形成づくりを図り自治の向上に取り組んでいる。

三木市は日本一美しいまちづくりを進めるにあたり、自治会（区長）と市政推進との関係についてどのように位置づけておられるのかお伺いします。

また、① 配布物が多い。② 各地区区長協議会への交付金の使途について。

③ 退任区長への表彰状や感謝状や記念品は必要ではないのではないのでしょうか。についてもお伺いいたします。

【回答】

（企画部長）

合併して1年がたっております。市民の皆さんが合併してよかったと思えるようなまちづくりを今後進めていく必要がございます。こうしたまちづくりを進めていく上で、市民の皆さんの多様化する市役所行政に対するニーズが非常に多様化し、また複雑化しております。こうした市民の皆さんからの行政ニーズに対する満足度を高めることが大変難しい時代となってきており、こうした状況に対応するため、これまでの行政主導型のまちづくりから住民主体のまちづくりへ変えていくといったようなことが今現在求められえていると思います。こうした市民と行政の協働型のまちづくりを進めていく上で、住民自治の中核組織としての自治会、また今日お集まりの区長様のご理解なりご支援がなければ、「日本一美しいまち」の創造は、なし得ないものではないかというふうに考えております。行政に対するお力添えも、今後変わらぬお力添えをお願いしたいというふうに思います。

次に1点目の配布物の関係です。藪本市政にかわってから、広報が月2回になっていきます。今までの広報につきましては、行政がこんなこと決めましたよっていうようなお知らせ型の広報であったと思います。それが今、藪本市政の政策を提言していくような形の広報の内容となっております。特に、読んでいただけるような特集を毎号取り上げまして、少しでも市政に関心を持っていただきたいという思いの改革であると思います。

その中で、配布物の関係ですけれども、こういった配布物、別添で区長さんのお手を煩わせて配布するといったような方法は広報の中でのお知らせに変えていきたいと、貴重なご意見ございましたが、そういうような形にこれからも取り組んでまいりたいと思います。それと、いわゆるダイレクトメールの方法なりも加えまして、できる限り区長さんへの行政からの下請的な仕事、こういったものをできる限り減らしていきたいというふうに考えております。今後のまちづくりは、やっぱり行政と区長の皆様、対等の立場で一緒になってまちづくりを進めていくといった考え方でございます。

次に2点目の区長交付金の使い方です。これは、交付金といった形で、市の方から連合会の方へお金が出ております。連合会から各地区区長協議会へまた配付されており、2段階にわたってお金が出ています。交付金ですので、毎年実績報告というのを、どのようにお金を使ったか、その実績報告を連合会を通じていただいておりますので、その使い道については、市の方で把握、確認をさせていただいております。

実態は、各地区区長協議会のご判断で、個々の判断で使い道を決められていると思います。例えば、自治会とか地区区長協議会の運営経費にすべて使われておられる地区区長協議会もありますし、地区区長協議会から各々の区長さんに、報酬ではございませんが、費用弁償といったような形で支給をされておられる地域もあるように聞いております。これは、それぞれの地区区長協議会の組織の方でご決定をされておられるというふうに考えます。

一律に報酬という扱いで市の方から交付してはどうかということでございます。いろいろ各地区での歴史といいますか、経緯、経過がございます。こういった交付の仕方につきましても、三木市区長協議会連合会様のご意見、また行政との協議において、こういった形でお金を渡させていただくのがいいのか、検討をしていきたいというふうに思います。

最後の3点目の総会での退任区長さんへの記念品のことでございますけれど、実は行政からいろんな形で感謝状を市民の皆さんにお渡しすることがございます。最近も額もつけておりません。非常に厳しい財政ということで、非常に失礼とは存じますが、表紙用紙だけの封というような形へどんどん切りかえております。大変貴重なご提言をいただいております。こういった退任区長様への記念品につきましても、連合会さんとの協議で今後こういった形でさせていただくのがいいのか、検討をさせていただきますと思います。

2 デジタル放送にかかる今後の対応について

口吉川地区は、難視聴地域として平成6年から口吉川テレビ共同受信施設組合を設立して組合員に良好な電波を再送信している。

現在の組合員数は、559戸が加入している。

ところで、2011年7月からアナログ放送からデジタル放送に移行される。理事会及び小委員会でその対応について協議検討を重ねているが移行に伴う設備経費も受信の方法により多額の経費が必要となる。

市における対応について見解をお伺いします。

また、合併に係る特例債の活用において情報通信基盤整備事業の計画がなされていると聞くが関連があるのかについてお伺いします。

【回答】

(企画部長)

2011年の地上デジタル化の対応につきましては、これは全国的な問題としてその対策が求められております。特に、難視聴地域に経済的に大きな負担がかかることから、国の総務省の方でも、国の補助も受信施設の改修などに対する助成について、新年度の2007年度の予算で概算要求が、既になされておるといった情報でございます。また、兵庫県におきましても、全国の道府県などとともに、地上デジタル放送普及対策検討会といった組織を立ち上げており、県レベルでも国への対応を求められておられます。こうした国や県の今後の動向を見きわめながら、市の対策をかためてまいりたいというふうに考えております。この理由は、国の助成事業の対象となる有利な整備方法を選択していくことが必要でございます。ここで整備方法を間違えますと、地元負担が大きくなるといったようなことが予想されますので、国、県の補助制度等を慎重に見きわめながら対応を考えてまいりたいと思っております。新しく情報が入りましたら、その都度組合さん、ないしは皆さんの方に情報提供も積極的にやらせていただきます。

また、合併特例債によります情報基盤整備事業につきましては、光ファイバーの延伸によるインターネット環境、いわゆる情報格差の是正を合併の際に計画をしたものでございます。この整備によりまして、民間業者、ケーブルテレビ業者等の参入、延伸の促進効果も図れるのではないかと考えております。難視聴対策とブロードバンド改良整備につきましては、非常に深い関係がございます。例えば、受信設備を改修していくのがいいのか、市の方で合併特例債を使って光ファイバーを延伸して、それにデジタル民間事業者が利用していく。利用していきますと、民間事業者の経費負担が軽くなりますので、不採算地域についても利用してくれる可能性があります。よって、先ほど申し上げました国の助成制度、県の助成制度、また合併特例債の経費負担等々をてんびんをかけながら、どの選択肢が個々の組合さんにとって有利なのかを今後情報提供をさせていただきながら、ご相談もさせていただきながら、方向性を決めてまいりたいと考えております。

3 今後のデイサービス利用と運用について

口吉川地区は、市内で高齢化率（28，7％平成18年9月現在）が一番高い地域である。

高齢者の健康維持増進を図るために、デイサービスセンター、介護支援センターで予防を中心とした取り組みがより必要と考えるが利用のあり方と運用について見解をお伺いします。

【回答】

(健康福祉部長)

まず、これもご存じのように、平成18年4月に介護保険制度が変わりまして、今まででしたら、介護認定を受けられておられる方が介護保険制度を適用されておったわけですが、今回の制度の改正によりまして、年齢の加齢に伴い、体の部分が弱くなっていく。そういうようなことの中で、いかに体を弱くしないか、介護にかからないような形に持っていくための介護予防ということで、予防重視型事業としております。

この口吉川地域におきましては、吉川町と細川町と合わせて今回合併後におきましては東部の玄関口ということで、東部圏域として定めており、デイサービスセンター口吉川を介護予防の拠点として位置づけを行っております。今回、介護予防スペースの確保とか、それから既存の設備の改修、それと介護予防機器の整備等を今行っておりますところで、それで運動機能の強化にも努めていくということをやろうと思っております。今のデイサービスセンター口吉川で行っておりますマシンを使った介護予防事業、これは、今先ほども言いましたけれども、従来の介護保険制度以外の要支援1、2の方たちにとってそういうマシンを介護予防として使っていただくということで、これにつきましても、一般高齢者の方の利用につきまして、また定期的に指導ができる体制をとりまして、もっと利用ができるような形で検討をさせていきたいと考えております。

現在、在宅介護支援センターも併設しておりますが、老人クラブなどの各種団体、それから個人の方からの要望、相談に応じまして、現在健康維持の方法や運動機能向上の教室を開催いたしまして、介護予防の事業を行っているところです。何かわからないこと等があれば、この介護支援センター口吉川の方まで、どんなことでも結構ですから、相談くださいましたら幸いです。

先ほども言われましたけれども、高齢化率がすごく高くなっており、口吉川地区で28.7%ですが、これも5年先になれば40%近くになるかと思えます。参考までに申しますと、三木市内の12施設で900人の方が、この8月で利用されております。デイサービスセンター口吉川では、76名の方が8月で利用されているというような状態です。

今も高齢化率のことを申しましたけれども、この口吉川地区で一番高齢化率が高いのが笹原地区で41.6%、それから次に高いのが南畑地区で40.9%ですから40%を超している地域もあるということでございます。今、後介護予防が本当に必要になるようになってくると思えます。

4 銃猟禁止区域の拡大について

この件については平成8年1月、平成10年5月付けにおいて里脇自治会から要望、平成14年8月には区長協議会から平成17年3月には区長協議会として各区長15名全員の署名をして三木市長に対して「銃猟禁止区域の設定に関する要望」をしてきた。この間、担当部課との協議を進めてきたが要望の実現には至らなかった。

口吉川地区全域を禁止区域にするための要望は当時の担当課長等との話し合いから要望は「口吉川地区全域」とすることが望ましい旨行政指導がありそれに基づき各区長が自治会で協議して各区長全員署名して要望した。

その後、17年7月に当時の加古市長と交渉した結果、一部区域を禁止区域とすることを認め、他の区域は標柱看板を設置することで合意した。

しかし、区長協議会において、住民が安心して生活するために継続して「全域を禁止区域にするための要望」を平成18年4月に藪本市長に提出しました。

その後、8月に担当部長名で猟友会との摩擦となることは避けるべきであり引き続き協議を続けるとの回答であった。

是非とも全域を禁止区域とすることについて市として積極的にとりくんで頂き

たく要望します。

【回答】

(産業環境部長)

ご承知のとおり、この8月にご回答をさせていただいたところでございます。三木市では、この6月ぐらいから特定外来種のアライグマの被害が散見されまして、皆さん方には本当にご迷惑をおかけしたわけでございます。この駆除のためには、やはり地元の猟友会の皆様方の大変なるご協力をいただいておりますところでございます。今も、わなを大量に発注をさせていただき、アライグマそのものの増加を抑えるように市としてもさせていただいておりますところでございます。

このような時期におきまして、社会的貢献の責務から鋭意活動をいただいております猟友会の皆様方のお気持ちを考えるに、その気持ちを逆なでするような動きは控えた方がいいのではないかと考えています。

一方、皆さん方におかれましても、ご不満は多々あるかというふうに存じております。鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の第17条にも、それに類するものに囲まれた土地とか作物のある土地に立ち入ることについては、占有者の皆さん方の許可を得なければならないこととなっております。逆に言いましたら、民家とか、公道とか、それから公共施設、ケイラ等とのウチウチ、それから作物のある田の周辺など、散弾銃などによる銃器の使用は禁止をされております。狩猟の対象であります「イノシシ」とか「カモ」、そういうものも存在をしません。池でカモを撃つていただく場合には、水利組合が禁止看板を立てていただければ、細川町との間の山にしか入れないものでございます。市内の猟友会の会員にはよく心得ておられましても、もしも市外から来たハンターの方々が山以外のところで銃器をしようとしているのであれば、違法な行為であるというふうに考えております。住所、氏名を聞き取っていただきましたら、証拠写真を撮っていただいて、そういうものをまた確認できましたら、私どもとしても十分な対応をさせていただきたいと思っております。

ご存じのように、銃猟の禁止区域の設定するのは、市でなく県の権限がでございます。その時期には、地元の関係者の皆様方とともに、猟友会の方々のところにその承諾を受けて市から申請することになっております。何とぞ今の現状、まもなくまたその期間が始まります。3カ月ぐらいの期間がございすけれども、是非現状を、そういう状況であることをご理解いただけたらありがたいなというふうに思います。

【質問】

(区長)

谷あいには農地があるという状況の中で、本当に間近に鉄砲の音が聞こえます。奥には私の栗園もありますし、農地もあります。そういう中で、本当にこの時期になりましたら危険と隣り合わせというふうに私も感じています。

そういう中で、ハンターの方は、ほとんど三木市内の猟友会の方は来られずに、大体が阪神間の方です。

それと、アライグマの問題と、この問題と混同されるというのは、ちょっと詭弁というのか、いささか趣旨が違うのではないかと思います。アライグマそのものは、これは誰の責任かというのは、それはもちろん飼い主の安易に放置したそういう部分も

ありますし、国、県などの無策によるところのツケが今現在アライグマの大量繁殖の原因だと思います。駆除は本当に大事なことで、行政の責任においてしなければならないと思いますが、それを猟友会の協力が得られないと、アライグマの駆除を協力してもらわないといけないからということで問題をすりかえられますと、本当に困ります。これは、ちょっとよく考えていただいて、私ども住民の安全・安心を守るために、もう一度認識をあらたにしていただきたいと思います。

また、4集落の里脇と槇と大島と桃坂が銃猟禁止区域に昨年なったという中で、久次地区は、どこが違うのかと思います。やっぱり公平公正でなければならないと思います。平成17年度には4地区して、その次には残り全地区してもらえるものだと、全地区までいかななくても、やっぱり年次的にされるものだと思っていました。それが今の説明聞いたら、また時期を見て逐次するというふうな答えにしか感じられません。よく検討いただきたいと思います。

【回答】

（産業環境部政策主幹）

猟銃禁止区域の設定につきましては、基本的には住民の安全の確保、これが最優先であろうかと思います。今問題となっておりますのは市外からのハンターで、非常にマナーの悪い方がおられて、地元について危険を及ぼすかわからない状態にあるということです。猟友会を通じて、あるいは警察を通じて対応策はとれないものか、聞きながら適切な対応をしてまいりたいと思います。また、猟友会につきましては、これまで里脇のブドウ園でドバト、カラスが出たときに土、日曜日にもかかわらずサラリーマンの猟友会の会員さんに捕獲を依頼したりしています。ヌートリアが殿畑のため池の堤防を傷つけるので何とかしたい。しかしながら、住民の方では手の施しようがないということで、早速猟友会に頼んだということもございます。また、蓮花寺でイノシシが出たときは、捕獲に先立ち、猟友会の皆さんは仕事を休んでイノシシの足跡を見つけて、どのあたりに出没しているのか調査から始めてイノシシの捕獲活動を開始されます。さらには市内全域でいいますとイノシシやサルが出没したときには、市には専門的な資格あるいは技能を持った職員がいませんので、猟友会に頼らざるを得ないというのが現状でございます。今おっしゃっております区域の設定につきましては、今後も引き続き猟友会の皆さんとお話を進めながら、年次計画になるかもしれませんが、皆さんの意向に添えるように努力を続けてまいりたいと思っております。

【質問】

（区長）

それでは、猟友会に頼らずに自分らで何かしようという気はないのですか。

【回答】

（産業環境部長）

アライグマにつきましては市の職員も資格を得て、取ったりもしております。一定の資格保有者を増やすことによって、市においても対策、お手伝いができるような、そういう体制には持っていきたいと思っております。

【質問】

(区長)

日程ですが、来年以降申請しなくてもやっていこうというお考えなのか、その辺の
ところを教えてください。

【回答】

(産業環境部長)

前向きに検討させていただきたいと思います。

5 消防施設（軽四輪積載車）整備の促進について

火災、風水害が発生すればその一躍を担う消防団の役割は非常に大きい。

消防団員の現状は、昼間はそれぞれ職場に勤務しているものが多い。

そこで昼間はいざとなれば少ない団員で初期活動に当らなければならず小型ポ
ンプを積載する軽四輪積載車トラックが必要である。

消防署に助成の要望をしても予算の枠が少なく対応してもらえない。

そこで消防施設整備計画の見直しを行い施設の早期充実を図ってほしい。

また、団員の処遇（報酬の引き上げ等）についても改善してほしい。

【回答】

(消防長)

ご質問のあったとおりで、我々も苦慮している一つでございます。個人の車を使っ
ているということで、消防団員の皆さんには非常にご迷惑をかけている訳ございま
す。最近では1, 363人の消防団員がおりますけれども、サラリーマンの団員さん
が非常に増えてきたということで、昼間の消防団員が少ないということが現実に出
ております。ということから、消防署は平成14年度から軽四輪積載車を導入いたしま
した。

その目的は、今申し上げましたように火災出動時の安全性というのを重点に置いて
おります。そういうことで整備を進めておりますが、平成14年からでございますの
で、2台もしくは3台という形で始まった訳でございます。現在、6地区で9台とい
うことで、口吉川地区では、平成17年度までに3台を整備していただいております。

平成19年の要望を見ますと、この地区で5台出ております。別所地区で2台とい
うことで、年々要望が増えてきております。他の地区に比べて熱心な取り組みがなさ
れているという感じは受けております。そういうことで、予算の配分につきましても
努めていきたいと考えております。

ご意見のありました管轄区域を考慮してほしいということでございますけども、台
風23号を私も体験いたしました。消防団員の皆さんが頑張っておられる姿という中
で、この積載車の問題が大きな問題点になりました。消防本部としましても予算の確
保をしたい訳でございますけども、とにかく枠配分という予算の中で施行するわけ
でございます。できるだけ言われたように、熱心な取り組みがなされているというよ
うな問題とか管轄区域の問題、こういう問題を考慮しながら導入する車両の配分を考
えていきたいと考えております。

しかし、バランス性の問題も考慮しなければなりません。といいますのは、まだ6

地区ありますが、1台も入っていない地区がございます。そういうバランス性の問題もございますので、そのところも考慮しながら進めてまいりたいと思っておりますけれども、できる限りの努力をしまして、皆さんのご要望にこたえられるように配備をしていきたいと考えております。

2番目の消防団の処遇改善ですが、消防団につきましては非常勤公務員という、地方公務員という役職になっております。ということで、報酬を渡している訳ですが、これらにつきましては条例で定められております。また、三木市の特別職の非常勤公務員の昇給にあわせて改正をしております。金額は少しかもしれませんが、努力をしているつもりでございます。

消防団の退職報奨金の引き上げとか、公務災害補償の充実につきましては、国の方で改正をしておりますので、できるだけそれにあわせて増額の改正をしております。

そういうことで、まだまだ今から、平成14年からの問題ですので、導入をこれからももう少し頑張っていきたいと、このように考えております。

しかし、先ほども申し上げましたように、それぞれの班が自分たちで持っている消防ポンプを稼働できないというような地域が出かけました。消防署としましては、消防団員の確保もさることながら、いざというときに、消防団員が最低ポンプを稼働できるように、それぞれの班で整備をしておく必要があると考えております。

今年度につきましては、消防団員の皆さんのご意見などを聞かせていただいて計画を進めていきたいと考えています。サラリーマン団員の増加という形で、年々押し寄せてきます対応に苦慮しているのが現状でございます。

6 農業施設（溜池、水路）の管理について

口吉川地区も農業用水の溜池水路が多い。

その管理についても自治会及び田頭において行っているが老朽溜池も多く市において溜池水路の安全チェックのための点検と整備促進を図るための対応について見解をお伺いします。

また、溜池の安全管理を行うためのたて看板についても市において対応できないか。

【回答】

（産業環境部長）

現在、市内には、大小合わせまして約4,000以上のため池がございます。市で全部の池すべてを安全にチェックするのは本当に難しいのが現状でございます。

自治会で管理点検を行っていただき、古くなった箇所または危険と思われる箇所が発見されれば、対処法等々相談をさせていただきたいと思っております。

また、看板についても、現在は斡旋に応じているのみでございますので、ご了解いただきたいと思っております。

それから、松本区長さんから提言いただきましたように、水環境の問題、これから大きな農業の変化がございます。働いている方の問題、それからそういう環境の問題について、ご要望がありましたら必ずご説明に参りたいと思っておりますので、是非水環境の問題等につきましても、積極的に推進をしていただきたらありがたいと思っております。

7 市道の管理と補修について

圃場整備により生活道路、農道は整備された。

しかし、市道においても十分な管理と補修がなされていない箇所がある。

現場確認をして対応してほしい。

生活道路についても市道認定の基準に基づき該当する道路は市道認定が出来ないかをお伺いします。

また、県道の整備においても県当局と協議して整備促進が図られるようとりくんでほしい。

【回答】

(まちづくり部長)

口吉川町に関係します県道の整備につきましては2カ所ありまして、神戸加東線の桃坂地区と、西脇口吉川神戸線の大島地区の改良が非常に課題となっております。

県の事業については、この問題解決に向けまして、社会基盤整備プログラムを策定しまして計画的に取り組むということをお伺いしております。

現在、交通量の関係から桃坂地区を優先して取り組んでおると聞いております。

現在、広範囲での測量のための実態確認、字原図の修正、地権者の調整などにより、不測の日数がかかると聞いております。用地買収、改良工事につきましてはそれが終わってからになりますので、日数は要すると伺っております。

それと、大島の西谷地区で用地買収をさせていただいている部分ですが、先ほど区長さんから用地の確保はしてあるというお話でしたが、県の方から聞いておりますのは約6割程度確保されていると聞いております。圃場整備区域の山際になりますので、山をまだ用地買収しなければならぬと伺っています。それも用地測量とか用地買収をやった後で工事にかかっていくような形になりますのでよろしくお願ひします。また、用地の協力の方もよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に加古川三田線の拡幅事業化、いわゆる桃坂から久次の区間で歩道整備がされていない区間が多い、ほとんどされていないような現状でございます。未整備区間も長いことから、県に対しまして、吉川町と合併しましたので、加古川三田線の未整備区間の歩道整備についても要望はしてあります。

県の方からは、未整備区間も延長が長いということから、整備計画を立案するというふうにお伺いしており、順次計画していく段階からまた事業にかかっていくと思ひます。

その際には用地等のご協力もお願ひしたいと思ひます。市としましても、地域観光に必要な県道整備の促進に、県と連携協力しながら取り組んでいきますので、またよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、市道の維持管理につきまして、定期的に土木課の職員で道路パトロールを実施しておりますが、でこぼこ箇所についてはその場で、補修を行っております。しかしながら、吉川町と合併しまして、市道の延長も約635キロになっており、635キロといいますと、東京へ行くより遠いぐらいの距離になっております。

なかなか管理にも限界がありまして、非常にご迷惑をおかけしておりますが、その分、ご要望とか苦情とかいただいた際には最大限耳を傾けて、現場も確認して取り組んでいきたいと思っております。

担当の方から聞いておりますのは、大島1号線という市道は非常に悪いとお聞きしていきまして、現地も確認しております。その分に関しては随時、改修舗装に取り組んでいきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

それと、市道の認定の件ですが、圃場整備により再整備され、もともと狭かった道が広くなったりしております。それにつきましても、認定基準を達していきましても、生活道路、いわゆる家があるところを走っている道路と田んぼの中を走っている、農作業に使う道路との区別というものが必要かと思っております。市内には同様な箇所もたくさんありますので、ご要望を受けましても全部認定できるものではありませんので、よろしくご協力とご理解をお願いしたいと思っております。

それと先ほど、最後に細川の方は家の前の農道まで舗装できているところがあると、言われたと思うのですが、私が聞いているところでは、細川の方では一定規模以上の集団で、20ヘクタールとか30ヘクタールとかという単位で、農林の方の国庫とか県の補助を使って、農道舗装事業に地元で取り組まれて、できていると聞いております。土木課の方で舗装の対象にしておりますのは、市道とか生活道路、2戸以上のお家がある道路を基準として、舗装を行っているのが実情でございます。

【総括】

(市長)

個々補完になるようなところを含めて、自分の所見も含めて若干フォローをさせていただきます。

自分自身がまず一定の区長会との関係での考え方は、実は三木市がすべてかどうかわかりませんが、「区長は、三木市の非常勤の嘱託とする。」という規定がございます。

しかし、区長様は、多分自分が三木市の公務員であるということをご存じない方が多いのではないかと思います。その規約により、非常勤の嘱託である以上は、地方自治法でいきますと本来報酬を支払うこととになっていきます。そして、そうなれば現在の交付金が、報酬と交付金と本来分けて出していくのが本来であると思っております。しかし、運用といいますと、実際はこの嘱託といえましてもその本来の公務員という形として委嘱状も多分皆さんもらわれなかったと思っております。ですから、そういう形を実際はとらずに本来交付金という形で、何に使ってもいいような形をとっていましたが、やはりその辺をきっちりと整理する必要があると思っております。いろいろ選挙とか政治活動とかいろいろなことに知らないうちに巻き込まれてしまうことにもなりかねません。そのような判例とかも出ております。ですから、多分、昔いろいろ連絡をしていったときに、事故に遭われたときに災害保険を適用としようということで、この規定がなされたと聞いておりますので、私自身はこの規定はまたご相談させていかないといけないことですが廃止すべきではないのかと思っております。したがって、廃止することによって公務員の身分が外れますので、したがって報酬とかという形ではなく、費用弁償とか日当とかという形になろうかと思っております。

ただ、本当に皆さん方は、そういう日当とかお金でやっておられる訳ではないと思っております。自分たちの地域を自分たちで守ろう、親から受け継いできたことを次の世代にどうやってバトンタッチしていこうか。こういう奉仕の精神、ボランティアの精神で地域を守られておられるわけです。やはりそういった意味の中で、今までのような旧態依然とした行政も本当に上意下達的なお話が出ましたけれども、配布物が多過ぎ

ると、お配りしていただくことで安否確認等ができるという意見もあるかもしれませんが、それにしても、それにしてもは多過ぎます。そして、何か本当に手足のように区長様を行政が使っていることについても、自分自身もまだ私は区長を経験していませんが、本当にこれが自治会の姿ではないとの思いを持っております。先ほどダイレクトメールのお話がありましたが、この方法にしてしまえば、区長様が回覧で回していただく必要はなくなります。ただし、今まで以上に配布物を印刷し、郵便代が増えてまいります。そうしたら、どうしたらいいでしょうか。今、部長も言いましたように月に2回広報が発行していますので、できるだけ載せていこうと、そして配布していただくものは少なくしていこうと考えております。

また、基本的に、区長さんとの関係は対等ではなく、区長さんの方が、逆に上であると思っています。区長様のご要望をどのように吸い上げ、これを市政に反映し、コーディネートするのが行政の仕事であると思っています。ですから、私は市長として、新しい革新的な前進的な考え方をしておりますので、区長協議会とかが、第2の市役所的な仕事として地域を守っていけるような形に変容すべく、例えば予算の使い方を地域の方で考えていただきたい、そのような状況に1年任期のない4年の中で、私自身はそういう形に変えていきたい。それが本来の対等なあり方である、と思っております。

時間がございませんので、大きなところだけご回答させていただきますが、そのような中で今もいろいろ意見が出ていた中で、今日一番大きな争点になったのが、これは銃猟禁止区域であり、いろいろ意見が分かれていたと思っておりますが、まずはその前に4月時点で市長に提出をしいただき、8月に回答をしています。この4カ月遅れてしまったことについてお詫び申し上げます。それでは、いろいろお話を聞いている中で、行政としてまずしなければならないのは、やはり安心と安全の確保であると思っております。

したがって、アライグマとの関係ということで、取り付けた詭弁のように思います。それともう一つわからなかったのは、なぜ、里脇、槇、大島、桃坂の一部だけが禁猟区になっているのかと言うことです。これは持ち帰って調べないといけません。誰もこれ今答えられる者は一人もいません。言われているように、行政は公平でないといけません。また、安心安全を第一に考えなければなりません。そういったところで実はアライグマ今240頭ぐらいとっていかれていますが、吉川でほとんどが確保されています。これは吉川の猟友会初め三木の猟友会も大体そうですが、非常にまだここで捕らえたと言うし、本当に猟友会の方々のご協力がなかったらとれないというふうな状況で、吉川の方々には非常に感謝しています。ただ、今ご意見出ておりましたけれども、今後協議会だけにお答えをしてもあれだということで、予算は飛びましたけれども予備費を流用して500万円はもう何もむだにお金を使うという訳ではないですが、安心安全のためにやっぱりこういう有害鳥獣を駆除するというので、これは執行しております。しかし、猟友免許がないととれませんので講習会等を実施して、猟友会の方とかばかりにお願いするのではなく、職員が免許をとって、それを地域の方々に伝授していく、そういう形で地域を挙げて猟友会の方々もご協力も得たいと考えています。一番の課題は、猟友会の方の同意と思っておりますので、話しに行きたいと思っております。

それと、何度も要望書を出していただく必要はないと思っております。1度、三木市の方

から猟友会の方と話をしてみたいと思います。今月中に回答させていただきます。順番的に順次拡大になっていくのか、この辺は確約できませんけれども、前向きな方向で今の地域の真摯なお声をお伝えしていきたいと存じます。猟友会の方々、そんな了見の狭い方は三木にはいらっしやらないと思います。行って話をしてみたいと思います。

それから、消防とかいろんな形で道路の舗装とか予算で共通している問題は、今日は予算が限られている、この中でどのように配分していくのか、そういった優先順位をつける問題は出てくると思います。だからこそ、これからも我々は国や県の言うとおりにしてはいけません。正直、言いまして三木市にはお金が、非常に自由に使えるお金が少ない団体になっています。お金がない中で、どれにウエートをかけるのか、やはり事業の選択と集中が必要です。したがって、一番大事なのは、その傾斜をかける説明をどのようにやっていくかということだと思います。もし、実施するのであれば、こういう理由で優先順位はこうです。こういうことをはっきりと伝えていくべきだと思います。

来年、本当に消防庁舎も大事であるが、個々のあれも大事だという話を聞いてよくわかりました。消防庁舎、それから来年は火葬場も動き出します。それから、あと障害者の施設については、来年、調整区域では来年の11月までに建設着工しないことには建物は建てられなくなります。また、広野小学校区を中心としたところで新しい自治会をつくる。そのことで、新しい公民館の要望が出てきています。私は4年間に100億円借金を減らすことを目標にして市政運営をしています。来年度は大きなまた借金ということが出てまいります。このようなものもある中であれもこれも行うとパンクしてしまう中で、どうやって事業の優先順位をつけていくのか、今の市の財政状況どうなっているのか、そのために行政改革をどのように進めるのか、まちのビジョン、コンセプトはどうなのかなどを市の職員は説明していく義務があると思いますので、市民の皆様方とひざを交えての話し合いをさせていただきたいと思っております。